

会 議 記 録

会議名称	令和6年度 杉並区生活安全協議会（第11期）
日 時	令和6年12月13日（金）午後3時00分～午後4時53分
場 所	区役所中棟5階 第3・4委員会室
出席者	委員 A、C（D代理）、E、F、G、H、I、J、L、 N、O、P、Q、R、U 区側 環境部長、危機管理室長、地域安全担当課長、土木管理課長、環境課長、 ごみ減量対策課長、杉並清掃事務所長、危機管理対策課地域安全担当係長、 杉並清掃事務所管理係長、環境課生活環境担当係長、環境課生活環境担当係長、 環境課庶務係長、環境課庶務係主査
配付資料	次第 席次表 協議資料 【資料3】 「会議録の取扱い及び傍聴ルール」について 【資料3-2】 会議録の取扱い及び傍聴ルールについてのアンケート集計結果報告書 【資料3-3】 杉並区生活安全協議会における会議傍聴の取扱いについて（案） 【資料3-4】 附属機関等の会議記録の作成要領 資料1 杉並区生活安全協議会委員名簿（第11期） 資料1-2 杉並区生活安全協議会事務局名簿 資料2 杉並区生活安全及び環境美化に関する条例及び同施行規則 資料4 区の防犯対策について 資料5 資源持ち去り対策の実績について 資料6 路上喫煙対策について 資料6-2 路上禁煙地区に指定することを求める陳情について 「杉並区の喫煙ルール」のパンフレット 資料7 杉並三署刑法犯認知状況（10月末） 資料8 区内の火災件数・傾向について
会議次第	1 開会 (1) 委員委嘱 (2) 環境部長、危機管理室長挨拶 (3) 新委員自己紹介 (4) 区職員自己紹介 (5) 所掌事務の確認「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」 2 議事 (1) 協議事項 ・ 会議録の取扱い等に関する協議 3 報告事項 (1) 区からの報告 ① 区の防犯対策について

- ②資源持ち去り対策の実績について
- ③路上喫煙対策について
 - ・喫煙マナーについて
 - ・路上禁煙地区に指定することを求める陳情について
 - ・公共喫煙場所の整備について（荻窪駅南口、上井草スポーツセンター）
 - ・路上禁煙地区について
- (2)行政関係機関
 - ①杉並三署刑法犯認知状況（10月末）
 - ②区内の火災件数・傾向について
- (3)その他
 - ・協議会資料の送付方法についての依頼事項

3 閉会

○環境課長 それでは、皆様、こんにちは。年末のご多忙の折、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、令和6年度第1回杉並区生活安全協議会を始めさせていただきたいと思
います。

私、環境課長の近藤でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

冒頭、私のほうで進行させていただきます。それでは、着座にて失礼をいたします。

まず、生活安全協議会、これまでもご発言につきましてはお手元のマイクで、着席したままお
願いをしております。本日もそのように進めさせていただければと思っております、ご発
言の際に電源を入れていただき、終わりましたら、その都度電源をお切りくださいますよう願
いいたします。電源が入ったままですとマイクが干渉し合ってハウリングが発生することがござ
いますので、ご協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、開会に先立ちまして、協議会の成立についてご報告をいたします。若干の方が少し
遅れているようでございますが、今現在で14名の方のご出席をいただいております。年末の多忙、
それから緊急の事態ということで、少し欠席の方が多い状況ですが、定足数に達しておりますの
で、生活安全協議会、有効に成立してございます。

なお、傍聴についてですが、現在、傍聴の申出はございません。

それでは、初めにA会長から開会宣言をお願いいたします。

○A会長 皆様方どうも改めましてこんにちは。

それでは、ただいまから正式に令和6年度の第1回杉並区生活安全協議会、開会いたしたいと思
います。

本日の協議会、協議事項と報告事項からなっているというふうに向っております。

それから、委員の先生方におかれましては任期2年目というふうになりますけれども、一部委
員の先生に交代があったと、変更があったと伺っておりますので、それも後ほど事務局のほうか
らご案内をいただければというふうに思っております。

それでは、よろしくお願いをいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

それでは最初に、区の部長級職員より一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、環境部長の小松よりご挨拶を申し上げます。

○環境部長 皆様、こんにちは。環境部長の小松と申します。

本日は年末ご多用のところ、また、日頃区の施策にご理解、ご協力いただきまして、誠にあり
がありがとうございます。

現在、区では総合計画など改定案のパブコメをしているところをごさいますて、皆様からご意見いただいたりしている最中なんです、環境部門で申し上げますと、その中では、例えばエネルギーの高騰対策や災害時の対策とか、健康への取組にも有効な太陽光発電設備ですとか、蓄電池の助成、また、窓断熱の設置などに助成を拡充することですとか、そういったことを載せていますほか、清掃事業におきましては、デジタル技術を活用して効率化を図って、そこで生まれた余力をごみの分別の徹底ですとか排出指導などにしっかり振り分けていきたいと、そんなふう考えた計画をお載せしているところをごさいます。

このごみの分別が徹底されてまいりますと、よりごみが削減されてまいります。この点では、昨年度の区民の1人1日当たりのごみ量は432gでございまして、昨年度より19g減少してございまして、23区中で2番目に少ない量の区でございました。これもひとえに区民などの皆様のご協力の賜物と感謝しておりますが、ごみの最終処分場も限りがございますので、この状況をさらによくしていきたい、そういった思いで、必要なものを必要な量だけ購入して、繰り返し使って、そして、処分するときには極力リサイクルできるようにごみを仕分していただく、そんなようなことに取り組むことをお願いさせていただいて、ごみの減量をさらに推進してまいりたいと考えてございまして。

今後、年末年始を迎えるに当たりまして、ごみが増える時期を迎えます。清掃職員も年末年始の態勢で収集に当たっておりますが、皆様におかれましても、現在、行っておりますごみの分別、可燃、不燃、資源、資源には瓶、缶、古紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装、こういったものがございまして、これらごみの分別につきまして、今後も引き続き取り組んでいただけたらと思うところをごさいます。

特に、昨今では、ロボット掃除機ですとかハンディー扇風機、電子たばこなどのリチウムイオン電池を使用した製品が増えてまいりまして、この間、このリチウムイオン電池などの二次電池が原因と思われる火災が何回か発生してございまして、そういったことから、細かいところで恐縮ですけれども、ごみの分別により一層のご協力をお願い申し上げる次第です。

なお、12月31日から1月3日はごみの収集をお休みしてございまして、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で私からの挨拶とさせていただきます。

○環境課長 続きまして、危機管理室長の林田よりご挨拶をさせていただきます。

○危機管理室長 皆様、日頃大変お世話なっております。危機管理室長の林田と申します。

私からは防犯についてでございます。

今の世の中、この防犯についてでございますけれども、関心が高いのは、これまでの特殊詐欺に加えて、最近の闇バイト強盗というのは間違いないかと思っております。

つい先日も練馬区の住宅街で高齢者の独り暮らしを狙った強盗事件が起きたと報道されたばかりですね。この事件を見ますと、住宅街で、隣とはかなり隣接したような状況で、玄関の出入りも隣からは丸見えのようなお宅でしたね。何でここで強盗が起きるのか、私、疑問だったんですけども、報道をよくよく見ると、この被害にあったお宅、1階の玄関は施錠していなかったそうです。そこから犯人が出入りして、2階に寝ていたこの被害者に暴行を加えて現金を奪ったということでした。

これを踏まえると、恐らくですけれども、犯行を行う側も捕まっては嫌ですから、よりリスクの低いところでちゃんとお金が取れるところをリサーチした上で行っているんだらうなど、このように考えました。恐らく、そういったものが今の闇バイトの強盗の実態なのかなというのを改めて考えさせられました。

そういったことを踏まえますと、区の防犯対策につきましても、こういったことにしっかり対応していくような取組をこれから行っていかなければならないということを強く考えているところでございます。

いずれにしても、この後、区の防犯対策については、ご報告、ご説明させていただきますので、ぜひ皆様よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○環境課長 ありがとうございます。

続きまして、新しく委員になられた方に自己紹介をお願いいたしたいと思います。

皆様、お手元の席次表と資料1生活安全協議会委員名簿をご覧になっていただいて、参考にいただければと思います。

今回、変更がございましたのは区民団体委員お一方、それから、関係行政機関3名の方となっております。

お名前をお呼びいたしますので、着席のままで結構でございます。一言お願いできればと思います。

それでは初めに、区民団体委員の杉並防犯協会 I 会長お願いいたします。

○I 委員 皆様、こんにちは。初めまして。

杉並防犯協会のほうから出させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○環境課長 続きまして、高井戸警察署生活安全課長のE様ですが、今日になって緊急が発生したということで、本日、欠席という形になってございます。

次に、杉並消防署警防課災害対策調整担当課長のG様お願いします。

○G 委員 杉並消防署の防災関係の課長をしていますGと申します。よろしくお願いたします。

○環境課長 次に、荻窪消防署警防課長のH様お願いします。

○H委員 荻窪消防署警防課長のHです。

平素から消防署運営にご協力、ご支援、いただきまして、ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひします。

○環境課長 なお、変更のございました4名の委員への委嘱状の伝達でございますが、本来であれば区長から直接お渡しすべきところですが、あいにく区長は公務により不在ということで、席上での配付とさせていただきます。ご了承いただければと思います。

次に、先ほどご挨拶させていただいた部長級以外の区側の説明員を紹介させていただきます。

まず、危機管理室地域安全担当課長の佐野でございます。

○地域安全担当課長 こんにちは。地域安全担当課長の佐野と申します。

私は、本年4月に警視庁から杉並区役所に着任いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境課長 続きまして、都市整備部参事土木管理課長事務取扱の石森でございます。

○土木管理課長 石森でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境課長 続きまして、環境部ごみ減量対策課長の坪川でございます。

○ごみ減量対策課長 坪川です。よろしくお願ひいたします。

○環境課長 続きまして、杉並清掃事務所長の宮崎でございます。

○杉並清掃事務所長 宮崎でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境課長 最後に、改めまして環境部環境課長の近藤でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、これ以降の進行につきまして、A会長にお願いをしたいと思います。

○A会長 どうもありがとうございます。

それでは、議事進行をさせていただきますけれども、ご発言の際、ぜひマイクをお使いください。声を張り上げなくても大丈夫ですので。

それから、大変申し訳ないんですが、前置きが長くなってしまいうんですけれども、まず資料の確認と所掌事務の説明を事務局のほうから改めてお願ひできればと思います。

○環境課長 それでは、私からお手元にご配付してございます資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

まず、次第と席次表でございます。

続きまして、資料1、杉並区生活安全協議会委員名簿（第11期）。

それから、資料1-2、杉並区生活安全協議会事務局の名簿。

それから、資料2、こちらは左2点留め7ページ立てのものでございますが、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例及び同施行規則でございます。

その次、資料3、会議録の取扱い及び傍聴ルールについて。

資料3-2、会議録の取扱い及び傍聴ルールについてのアンケート集計結果報告書。

資料3-3、杉並区生活安全協議会における会議傍聴の取扱いについて（案）でございます。

資料3-4、附属機関等の会議録の作成要領。

それから、資料の4、区の防犯対策について。これは左2点留めの5ページ立ての資料でございます。

それから、資料5、資源持ち去り対策の実績について。

資料6、路上喫煙対策について。

資料6-2、路上禁煙地区に指定することを求める陳情について。

資料7、杉並三署刑法犯認知状況（10月末）。

資料8、区内の火災件数・傾向について。

以上でございます。

資料の不足等ございましたら、挙手にてお申出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、進めさせていただければと思います。

続きまして、本日、初めての委員もいらっしゃいますので、改めて本協議会の所掌事務の確認をさせていただきます。

資料2、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例の資料をお出しいただければと思います。

まず、1ページ目、「（目的）」、第1条でございます。

「この条例は、生活安全及び環境美化について必要な事項を定めることにより、生活安全及び環境美化に関する区民等及び事業者の意識の高揚に努め、その自主的な活動を支援するとともに、地域の犯罪の防止及び環境美化の促進を図り、もって安全で快適な杉並区をつくること」、これを目的としているものでございます。

お開きいただきまして、3ページ目の第13条をご覧ください。

こちらが、本協議会の設置根拠でございます。

第1条の目的に資するため、生活安全及び環境美化に関する施策の実施のために設置されたのが当協議会でございます、当協議会の所掌事務ということでご理解をいただければと思います。

事務局の説明は、以上でございます。

○A会長 ありがとうございました。

今までのところ、よろしいでしょうか。

それでは、この後、お手元の次第に沿って、まず、昨年度からの持ち越しになっておりますけれども、協議事項として、会議録の取扱い等に関する協議というのをさせていただきたいと思えます。

こちら事務局のほうでお願いいたします。

○環境課長 それでは、協議事項につきまして、ご説明を申し上げたいと思えます。

資料3をご覧くださいと思えます。

今回初めての方もいらっしゃるということで、前回と重なってしまうところがあると思えますが、そこはご理解を頂戴できればと思えます。

まず、1番目の現状の取扱いとこれまでの経緯をご覧くださいと思えますが、本協議には、ポイントが2点ございます。

まず1つ目は、この協議会の会議録。これはホームページのほうに公開をさせていただいておりますが、この会議録への各委員の指名について、記載のとおり、これまで生活安全協議会の会議録は発言者の記載について、委員の発言を「A委員」、「B委員」という形で表記させていただいておりました。

しかし、当協議会と同様に「A委員」、「B委員」としてきた区内の他の審議会でございますけれども、この一部で氏名をそれぞれ名字で表記すべきだというような意見が出たところでございます。

それはその審議会の中でいろいろ意見交換をいたしまして、運用を見直したというようなことがございまして、改めて当協議会でもその運用を確認するものでございます。

それから、次ですけれども、傍聴等のルール。当協議会では傍聴等のルールを定めてございません。傍聴の希望があった場合は、区議会のルールを準用して運用を行ってきてございます。

近年、議会等でも動画の撮影、それから、録音などの希望が増えている状況でして、こうした録画・録音されたデータは、SNS等で、ホームページで公表する委員確認済みの会議録、これに先行して配信される可能性があったり、自由闊達な議論に影響を及ぼしたりするおそれがあるというところでございます。

そこで、昨年度に実施したこの協議会の中でアンケートを実施させていただきました。

資料3-2をお開きいただければと思えます。

この資料3-2をお開きいただくと、左側に調査の概要をるる記載させていただいております。概要については、記載のとおりです。

次に、3ページをご覧くださいと思えますが、まず、「会議録への氏名表示」。こちらにつきましては、従来どおり「A委員」、「B委員」とすべきが7票、それから、氏名を表記したほうがいいというのが4票という結果でございました。

それに合わせた細かな意見につきましては、下の箱の中に記載されているとおりでございます。次に、「傍聴等のルールについて」でございます。こちら、4ページをご覧いただければと思います。

録音・撮影・SNS等での配信に制限不要という回答が2票、個人的な撮影・録音は認めるべきではないが5票、傍聴者本人のみが自分自身の資料として使用することを条件に認めるというのが4票との結果でございました。その他の意見につきましては、5ページに記載のとおりでございます。

それでは、恐れ入ります、資料3のほうにお戻りをいただけますでしょうか。

資料3を、お開きいただきまして、左上の「ルール（取扱い）について」でございますが、会議録の氏名表記につきましては、アンケートの結果に沿いまして、従来どおり「A委員」、「B委員」と表記させていただきたく思っております。

なお、当協議会の特徴といたしまして、委員の中に、例えば警察の方であるとか、それから消防の方であるとか、いらっしゃっております。この警察の方、消防の方につきましては、役職名で表記をさせていただきたいというふうに考えております。

ちなみに、区の審議会等様々ございますけれども、毎年度開かれてホームページで会議録を公表している審議会が、資料の中段に記載のとおり25ほどございます。そのうち約半数は、「A委員」、「B委員」といった同様の取扱いを行っておりまして、資料3-4として添付させていただいておりますが、区の会議録作成要領でも想定をされている運用でございます。

次に、傍聴等のルールに関しましては、②の個人的な撮影・録音は認めるべきではないと③の傍聴者本人のみが自身の資料とする使用に限って認めるとの意見でほぼ二分され、票差はわずかでございました。その他の意見も踏まえまして、資料記載のとおり、案といたしまして、原則、傍聴人による録音・撮影は認めないとさせていただいております。

ただし、ここもちょっと例外をつくらせていただいております。

例えば、世間的に大きな話題、非常に大きな話題として世間に評判になっているというか、いろいろなところで言われているような話題になった事項でございますとか、多数の申出があった場合には、その際、協議会で改めて協議を行わせていただいで決定してまいりたいと考えております。

本日は、この2点につきまして、この方針でよいか、協議会の意思を確認させていただき、その上で資料3-3会議傍聴の取扱い（案）を事務局の方で作成させていただきました。これでよいかという確認をお願いできればと思っております。

資料3-3をこの場でよく見て、その上で意見を言えと言われてもなかなか難しいところもございますので、年末のお忙しい中恐縮でございますけれども、ご意見がある場合については12月25

日までに事務局のほうまでご一報を頂戴できればと。その上で、その中身を会長と協議させていただきまして、令和7年1月1日から施行ということで考えさせていただいております。

雑駁でございますが、私からは以上でございます。

○A会長 どうもありがとうございました。

経緯と最終的な案としては資料の3-3に載せてあるもの、こういったような形でよろしいかということを確認をさせていただきたいということでございます。

ここまでのことで、何か、委員の先生方からご意見、あるいはご質問等ございましたら、ぜひお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○J委員 会議録の氏名の記載、A・Bということで、突然としてなったんですね、数年前から。それ以前は名前でやっていたはずですが、この会議は、10何年経ちますが、急に突然として、AとかBとかにしなきゃいけない理由というのは何でしょうか。

○環境課長 その際の運用の変更というのは、大変申し訳ございませんが、かなり前の運用の変更だったというようなところもございまして、私どもしっかりと把握はしていないんですが、ほかの審議会においても、自由闊達な意見がなかなか言えなくなるよというようなご意見がございまして、ホームページに載せる際には、「A委員」、「B委員」という形でやっているのが約半分ぐらいというようでご理解をいただければと思います。

○J委員 約半分はいいですけども、その半分、載せていない理由をちゃんと調査しましたか。

急に新しい担当になってからこういう意見が出たわけですね。以前は名前を公表していたということすら理解がなかったわけですよ。私が前回か前々回にお話して、初めて調べて、その前は名前を公表していましたということで、何か急に名前を載せることに委員からの反対があったのか、自分たちの都合なのか、仕事が増えたわけですね、これまた。無駄な仕事を増やす必要がないんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○環境課長 委員からいろいろな意見があったというところにつきましては、我々はこの協議会の場では確認は取っておりません。

一方で、これまでの運用の中で、「A委員」、「B委員」としてきたと。一方では、ほかの審議会の中では、「A委員」、「B委員」を直したらどうか、または、「A委員」、「B委員」そのままでもいいじゃないかというような議論があったというところを聞いてございます。

そのお話につきましては、当協議会の中でしっかりと議論をしたわけではなかったということもございまして、手前ども所管しておりますのはほかに1審議会ございますけれども、同様にこのような意思の確認をさせていただくということで、今般、取組を進めてきたということでございます。

○A会長 ありがとうございます。

ご懸念といたしますか、何でこんなふうになったのかというところは、今となっては確認のしようがない状況があるというのも、残念ながら現実のようなので、本当はそこを明らかにした上で審議すべきではないのかというのはご指摘のとおりかと思うんですけども、私自身の感覚としては、杉並区内の犯罪状況であるとか安全状況についての認識について赤裸々な発言をするということが場合によってはあり得るので、そうしますと発言しづらいというようなことが出てきてしまって、それはそれでこの協議会の使命といたしますか、機能を阻害しかねないというようなことは恐らくあったのかなというふうに思います。

ですから、これまでの経緯があったというのは、それはそのとおりですけども、今、ここでまた改めてその意思確認をさせていただく場として、今日、ここでフィックスの案、確定の案ということではないんですけども、資料3-3をベースに、また何かございましたら、事務局のほうにご連絡をいただければということではございます。

ただ、この場で、もし今のうちに確認をしておきたいとか、意見があるということであれば、ぜひお願いできればと思います。

R先生のほうからお願いします。

○R委員 委員のRです。

前回一応聞かれたことを答えて、今回の内容と去年の議事録、今、確認して、自分自身の発言も、このアンケートと発言、両方確認したんですが、聞かれたことの答えとしては、前回のお答えどおりで、この結論等別に違和感はないんですが、現状で、何というんですか、要は、ほかの協議会・審議会で表記すべきという意見が出ていますと、そこだけ書いてあって、どういう委員会で、どういう趣旨かというのが、背景が、多分、いただいた状況が見えないんで、そこをもうちょっとお話しいただいたほうがよろしいかと思うんですが、そこをお願いできますでしょうか。

○環境課長 具体的な審議会のお名前は勘弁していただきたいと思うんですけども、いわゆる権利義務というか、そういったところで、例えば、区民生活に大きな影響が及ぶような審議会がございまして、その中で委員の一人からそういう発言が出たというふうに聞いております。

その中で、その審議会では様々議論をしたというところは伺っております。

○R委員 今のお話からすると、私も前回の議事録どおりの内容だと思います。さっきの会長のお話どおりかなと。

この協議会で扱う生活安全とか犯罪抑止とかに関わるテーマであると、「A委員」、「B委員」のほうが自由闊達に上がるのかなというふうには、この協議会の中ではそう考えております。

○A会長 ありがとうございます。

P委員、お願いいたします。

○P委員 Pです。

聞こうと思っていたことの前に、今のやり取りの中で、ほかの審議会の件についてはここでは明かさないとおっしゃいましたが、ほかの審議会のやつも、議事録は公開されているんですよ。

○環境課長 公開されています。

○P委員 じゃ、ここで別に明かさない理由は何もないんじゃないですか。この審議会はA・Bになっている、この審議会は実名でなっているということは明明白白なので、何かもったいぶったような感じがしたので、すみません。

○環境課長 大変申し訳ございません。

その部分につきましては、私どものほうで議事録はぱつと確認は取れていないんですけれども、それを議事録として残して公開しているかということも、ほかの審議会でどういうふうになされているかというのをつぶさに把握していなかったものですから、そういうふうに申し上げております。

今さっき申し上げたとおり、取りあえずそういうお話があったと。それを環境清掃審議会、または生活安全協議会で振り返ってみたときに、そういった議論というのは各委員になされていない中で、そういう会議録の表記になっていたというようなところから、そこにつきましては改めてご確認をさせていただきたいという趣旨でございます。

○P委員 本来聞きたかったことに移動させてもらいます。

アンケート結果を、今、拝見しまして、7票、4票というふうになっていますけれども、これは全体では15名で、本来15票あるべきところが、4名の方がアンケートを出されていないということですよ。

その4名の方の取扱いというか、4票の取扱いを、いろいろな考え方があると思うんですけれども、もともと15票、15名の中でいうと7票というのは過半数に行っていないというのを私は感じて、このアンケート結果だけを見て、7票のほうが多いからこっちで行こうというのはどうかなと、もうちょっと議論すべき余地があるんじゃないかなと感じたのが一つ。

2番目は、今、改めてこの回答の7票のところを見ると、先ほどから何人かの方からのご発言もありますけれども、「A委員」とか「B委員」というのが、自由闊達な発言の妨げというのをよく言われているんですけれども、私はむしろ逆だと思うんですよ。みんな自分の言動というのは、もう大人ですから、責任を持ってやるのが成人の当たり前の義務で、それこそ氏名を公表するほうが本当の意味での自由闊達な発言につながるんじゃないかなと。言い換えれば、悪く考えると、いや、どうせ名前は出ないから、いい加減に面白おかしくちょっとやってやろうかと

かいう人がいないとは思いますが、このメンバーの中には。僕は、本来は自由闊達なためには、正々堂々と名前を言ってやるほうが本筋じゃなかろうかなと感じております。

以上です。

○環境課長 意見ありがとうございます。

今、P委員のほうからお話いただいた点、事務局のほうでも話題になりました。

まず、その票数についてどうなんだというところは、おっしゃるとおりでございますが、一方で、こちらのほうにアンケートを返さないというご意思もあろうかなというようなところで、集まったアンケートに対して表決を行ったというところでございます。

責任を持った発言というようなところもございますけれども、私ども委員の皆様非常に熱心で前向きで誠実な委員の皆様にお集まりになっていただいていると思いますので、仮に「A委員」、「B委員」とさせていただいたとしても、それはいたずらなことを言うとか、そういったことはないであろうと。当然ないわけなんですけれども、そういうような判断のもとでこういった形で、しかも従前からそういう形で運用させていただいていたというようなところもございますので、その確認をさせていただきたいということでございます。

○P委員 従前は違ったんですよね。その昔はね。

○環境課長 その昔は。

○P委員 だから、「従前」とか言うのはちょっと……。

○環境課長 委員のご指摘も分かりますが、委員の皆様の様々なご意見を踏まえて、ご意思を踏まえて方向性を出していきたいというふうに考えています。

○A会長 両様の考え方があって、そこは直ちにどっちがというところは簡単には言い切れないところがあるかなというふうには思いますけれども。

ほか、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

一応、資料3-3をベースに、もしどうしてもということがあれば、また改めて事務局のほうでご対応をお願いするということですかね。その後の状況……。結局、これは、今、日付が空白になっていますけれども、ここはどういう扱いにいたしますか。

○環境課長 どうしても実名をとということでそもそも直して欲しいんだというご意見が多ければ、そこについてはもう一回この協議会にお諮りをしなければならないかなと思っております。

一方で、年内に一応ご意見を頂戴できれば頂戴をして、そのご意見で、これでいいというようなお話であれば、7年の1月1日から施行をさせていただきたいと。今後のこの協議会の運営に関してはそういった形でご対応させていただきたいということでございます。

○A会長 ありがとうございます。

取りあえずは、必ずしも意見集約になってはいないということは、私としても認識はいたしておりますけれども、時間の関係もございますので、特にほかはないということであれば、一応これをベースにしつつ、また改めてご意見、ご提案、ご質問をいただければというふうに思います。申し訳ございませんけれども、よろしくお願いたします。

それでは、次は次第の3の報告事項、こちらのほうに移らせていただきたいと思います。

まず初めに、「(1)区からの報告」のうちの「①区の防犯対策について」ということで、地域安全担当課のほうからご説明をお願いいたします。

○地域安全担当課長 私からは、区の防犯対策についてご報告をさせていただきます。

お手元の資料4をご覧ください。

まず初めに、1項目め、「犯罪件数等の推移」についてご説明させていただきます。

グラフには、平成14年以降の区内の刑法犯認知件数と区に登録をいただいている防犯自主団体の団体数の推移と区が設置しております防犯カメラの設置台数を表記しております。

グラフから読み取れますとおり、地域の皆様で構成される防犯自主団体の団体数の増加や防犯カメラの設置数の増加に伴いまして、刑法犯認知件数は右肩下がりで減少してきておりました。

しかしながら、令和4年以降増加に転じておりまして、本年についても9月末現在の刑法犯認知件数は1,854件で、前年同期比では26件の増加、1.6%増となっておりますが、令和4年から5年の増加率と比べるとかなり下がってきておりますし、また、隣接する他区市と比べても、増加率としては相当低くなってきておりますので、区では今後も様々な施策を通じて犯罪の抑止に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2項目め、区で取り組んでまいりました主な防犯対策についてご紹介させていただきます。

まず「(1)各種防犯カメラの設置拡充」でございます。

区では従来から設置してまいりました街角防犯カメラを昨年度までに360台を区内に設置しております。本年度も新たに15台を新設するとともに、本年度以降も年間15台ずつ増設する方向で進めているところでございます。

また、令和4年度からは公園内にも防犯カメラを設置しておりまして、本年度も公園の設置を予定しているところでございます。

防犯カメラについては広く一般の方にもその必要性は認識されているものと思っておりますので、区といたしましても、今後も条例に基づき、個人のプライバシーに配慮しながら計画的に設置を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「(2)防犯自主団体の活動支援」でございます。

町の安全・安心の要となっている防犯自主団体に対しては、区では活動物品の支給や研修会の実施などによりその支援を行っております。本支援は、来年度も引き続き実施していく予定でございます。

また、2ページ目に移りまして、研修会の実施でございますが、例年区内三警察署の管轄ごとに防犯自主団体向けに研修会を実施しております。本年も1月にそれぞれの地域において研修会を実施しております。本研修につきましても、その都度、皆様方のご意見や治安情勢を反映しながら、より効果の高いものとなるように工夫し、今後も実施をしていく予定でございます。

区では、こうした取組を通じて、今後も各団体の皆様に無理のない範囲でご活動いただけるよう支援を続けてまいりたいと考えています。

続きまして、「(3) 安全パトロール隊による各種防犯活動」でございます。

現在、記載の体制で24時間のパトロールを実施しております。今年度も特殊詐欺の被害防止などの呼びかけを行うとともに、警察と連携をいたしまして、特殊詐欺の犯行予兆電話が多発する地域での重点パトロールに取り組んでいるほか、幼稚園や保育園などにおける不審者対応訓練、小学生の下校時間帯における見守り活動や防犯相談などを実施しております。

続きまして、「(4) 防災・防犯情報メールの配信」でございます。

区内の犯罪発生状況につきましては、区内三警察署から情報提供をいただきまして、防災・防犯情報メールとして土・日・祝日を除き、毎日配信をしております。

また、子供の安全に関わる不審者情報につきましては、子ども見守り情報として、その都度配信を行っているところであります。

なお、本メールにつきましては、警察署のメールけいしちょうと連携をしており、区内三警察署からメールけいしちょうが配信された場合、自動的に本メールで配信されるような仕組みを取っております。

続きまして、3ページをご覧くださいと思います。「特殊詐欺対策」でございます。

区内の特殊詐欺被害の状況につきましてはグラフのとおりで、本年の数字は9月末現在のものとなりますが、発生件数については79件、前年同期比プラス5件、被害総額では約2億2,800万円、前年同期比ではマイナス1億2,800万円となっております。

区で行っている主な取組についてですが、まず、中段の「自動通話録音機の設置促進」であります。

区では今年度も1,000台を購入し、様々な広報媒体を使って周知を図り、設置促進を図っているところであります。

なお、対応台数につきましては、令和6年度421台、累計では8,123台となっているところ、申し訳ありませんが、正しくは令和6年度10月末現在で686台、累計では8,388台となっておりますので、訂正しておわび申し上げます。

また、区役所では、特殊詐欺に関する24時間対応の電話相談窓口、振り込め詐欺被害0（ゼロ）ダイヤルを設置しております、10月末現在では340件の相談を受けております。

その他の取組につきましては、4ページ目、5ページ目に記載させていただいておりますが、「広報すぎなみ」や杉並区公式チャンネル「すぎなみスタイル」など、あらゆる機会を通じて特殊詐欺被害防止の呼びかけを行うことで、区内における特殊詐欺被害を減少させるべく取組を行っているところであります。

また、お隣の黄色いチラシ、防犯診断でございますが、隣接する区市でも発生しておりますいわゆる闇バイトを使った匿名・流動型犯罪グループによる強盗被害が凶悪化しており、高齢者をはじめ、たくさんの区民の方が不安に感じられております。

そこで、従来から実施していた当課安全パトロール隊員による防犯診断を、今回、広く区民に周知いたしまして、年末にかけて防犯対策の強化を推進しております。

安全パトロール隊全員が警視庁OBでありますので、経験豊富な視点で、ご自宅の施錠設備や防犯設備の状況を診断し、これに基づく防犯アドバイスをすることで、杉並区内から闇バイト強盗被害を発生させないという思いを持って、被害防止対策を推進しております。

私からの報告は以上となりますが、区では今後も地域の皆様方と、また、区内三警察署、防犯協会の皆様と連携して防犯対策を推進することで、犯罪が起りにくい・犯罪を生まないまちづくりを目指してまいりたいと考えています。

以上です。

○A会長 どうもありがとうございました。

資料4をベースにご説明をいただいたかと思えます。

しばらくこちらのほうでご質問、ご意見等あれば、ぜひお願いできればというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

P委員。

○P委員 Pです。

自宅にいて、何度か高井戸警察署ですって名乗ってお電話いただいております、管内で振り込め詐欺だとか何ちゃら詐欺が、今、電話がかかってきていますと。具体的にこういう話ですという説明があつて、かかってきていませんかと。万一かかってきたら高井戸警察のほうに連絡くださいというお電話を何度か昼間に受けたことあるんですけども、今、この説明の中にはそうい

った活動をしているということは書かれていないんですが、これは区と連携していないということと書かれていないんでしょうか。それとも、書き漏れなんでしょうか。

○地域安全担当課長 そちらにつきましては警察署でやっていることでございます。連携はしておりますが、区でやっている事業として、取組として、今、ご報告させていただいたとおりでございますので、そちらは警察署で、警視庁でやっているところでございます。

○A会長 よろしいですか。

○J委員 課長は、今日、欠席なものですから、それに対して補足説明をさせていただきます。

杉並警察署、荻窪警察署、高井戸警察署と三署がありまして、結局、高井戸警察のある特定の地域にそういう電話がたくさん入るんですね。入って、こういう電話が高井戸署に入っているんですけれどもという件数が多くなると、高井戸署が警視庁に依頼して、警視庁からその地域に電話をして、振り込め詐欺の注意喚起を行っているのが、そのお電話をいただいたということになります。

女性の警察官なり男性の警察官からそういう電話が入ると思いますが、それは詐欺の抑止ということで、警視庁と高井戸警察署、Pさんの場合には高井戸警察署の連携で活動をしているということで、こちらの危機管理室がやっているということではないです。

○P委員 区との連携はないということですか。この点に関してはね。

○J委員 そうですね。

○P委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○J委員 その後、区がそれを知ってどうするかというのは、別の問題ですね。

○地域安全担当課長 先ほどご報告させていただいたとおり、三警察署からのメールけいしちょうで配信されていたものには、自動転送システムを取っておりまして、区の防災・防犯情報メールで配信させていただいておりますので、そういった意味では連携ももちろん取ってございます。

○P委員 私とかだどぎりぎりメールとかいいんですけれども、同じ杉並区内に義理の両親も住んでいて、もう80、90。メールは使えない。スマホ持っていない。そういう人たちは、具体的な電話をいただいたら、すごく分かりやすく、気が引き締まってということで、そういうお年寄りからは非常に評判がいいので言ったんですけれども。

特に、年寄りの人はスマホ持っていない人もいっぱいいるので、メールで転送しているからやっているんだというふうなお考えは、もうちょっとアナログの部分も大事にして、ぜひいろいろ施策を考えていただければと思います。

○J委員 Pさんの意見に補足するんですが、青パト回っていますよね。各警察方面、1台ずつで3台。この青パトが、マイクで喚起をもっとすればいいと思うんですよね。何かさ一と走り

ながら行って、何言っているのかなということで、言っているときも言わないときもあるんですね。

ですから、青パトのほうに、500メートルに一回止まるとか、この辺が住宅でよく聞こえるんじゃないかというようなところをポイントにして止まって、今、NTTを語る詐欺が増えていまずとか、アナウンスを強くしていただければ、今、Pさんのおっしゃったスマホを持っていない人でも聞いていただけると思うんですよ。ただ走りながら言っていると、ごみの回収なのか、リサイクルの回収なのか、分からないはずですよ。

我々も二、三年前は、10月に防犯協会の青パトを使って管内告知をしたんですが、必ず所要所で止まってからテープを流さないと駄目だよということで、そういう活動をしていますので、区のせつかく相当な金額、予算を立てて、青パトは活動してもらっているんですが、さあっと通過するだけじゃなくて、所要所に止まってちゃんとテープを流す。特に12月、これから年末に対して、また犯罪が多発する要素が多いわけですね。そういうときに、ポイントポイントに止まって、1分でも3分でもそういうアナウンスをしていただければありがたいんじゃないかというふうに思います。

○A会長 ありがとうございます。

課長、よろしいですか。

○地域安全担当課長 J会長とP委員さんのご意見、しかと受け止めて、安全パトロール隊で広報活動をしっかりとやっていきたいとします。

○A会長 ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。

R委員、お願いいたします。

○R委員 毎年、防犯対策の内容を拝見しているんですが、防犯診断というのは、多分、今回初めて目にしたかと思えます。

ここに記載のとおり、家の周りとか、玄関ドアとかあって、具体的にどこがどう危ないとはあえて言いませんけれども、確かに新築になったご自宅とか、マンションとか、事務所とか、これは明らかに危ないというのは結構あるものでして、これは基本的には、問合せ、申込みに基づいてのものではあるんですけども、それはそれで、今後、こういうのを柔軟に対応して、件数を増やしたほうが良いとは思っています。大型のマンションとかタワーマンションとかで、集中ロックとかにはなっていないけれども、明らかに危ないなというところが結構あるわけです。そういったところは、おせっかいというのも何ですけども、そういう空き巣とか強盗とかが入りそうな危険性があるところに関しては、先回りしてでもそこは、ちょっとそこは危ないんじゃないんですかみたいな感じでアプローチしていくことも大事なのではないかなというふうには思うのですが、そこのご意見をお伺いできればと思います。

○A会長 お願いします。

○地域安全担当課長 本当におっしゃるとおりかなと思います。また、そういった建築現場ですね。当然、安全パトロール隊も回っておりますので、認識はしておりますので、警察署と連携して、パトロールや声掛けをして、または防犯診断等も推進していければなと思っております。

○R委員 あと一点なんです、防犯診断の今後の実施計画みたいなもの、来年度以降の防犯対策で、またそこは可能な限り入れていただけましたらと思いますので、よろしくお願いします。

○A会長 大変に貴重なご意見いただきまして、ありがとうございました。

まさに、今、委員からもご指摘あったようなことを、日頃お考えになっておられることをちゃんと杉並区のほうに伝えるというのが、この生活安全協議会の重要な使命かと思っておりますので、まさに貴重な意見をいただいたかなというふうに思います。

実際、私の認識でも、区役所さんと警視庁さんというのは、まさに人事交流までされているぐらい連携をされているというところでもあります。せっかく連携しているのであれば、お手間かもしれませんが、こういったような資料にでも、もう少し分かりやすい形でそういったようなものも付け加えていただくと区民の方へのアピールというところにもなるかと思っております。

最初にございましたリアル空間といいますか、アナログなところでいかにリーチといいますか、そういったような情報を提供できるかということについて、確かにデジタル機器というのは若い世代はむしろそちらのほうがいいんですけども、一定の高齢者の方になると、そこにアクセスできないというところもあるというのはご指摘のとおりでございますので、ぜひそういったようなところでもさらに工夫とかしていただければというふうに思います。

ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

結構時間を取ってお話いただきましたので、私としては非常にありがたいんですけども、ちょっと押してきてしまったというところもありますので、次に(1)の②資源の持ち去り対策の実績というところについて、清掃事務所様のほうからご報告をお願いいたします。

○杉並清掃事務所長 杉並清掃事務所の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

私から資料5の「資源持ち去り対策の実績について」、ご報告を申し上げます。

まず、1つ目ですけれども、「パトロールの体制及び実施状況」についてでございます。

(1)のパトロール体制につきましては、区内全域を対象としまして、清掃事務所の職員2名が資源持ち去りパトロール中という表示をした車両を使いまして、パトロールを実施してございます。

実施状況につきましては、(2)番に表してございます4年度、5年度、6年度の数字を記載してございまして、6年度については11月末現在のものがございます。

4年度につきましては、コロナの影響もございまして、パトロール自体を制限していた時期もございました。5年度、6年度については、コロナ禍以前の頻度で実施をしておるところでございます。

なお、また、持ち去り車両確認数や現場指導件数は、ここ数年減少傾向にありますけれども、6年度の11月末時点の数値としては、これまでと比べて若干増加している数が現れてきておりますので、これが少し傾向といたしますか、そういった転換点とかになるのかどうか、この点については今後も注視をしっかりとまいりたいというふうに思っております。

続いて、2の「資源持ち去りの現状」でございまして、ここ数年のデジタル化の進展等で新聞の購読者数も減少しております。古紙の資源の量もそれに伴って減ってきておまして、トレンドとしては、持ち去り行為自体も減少傾向にあるものと考えてございます。

ただ、全くなくなっているわけではございませんので、区民の方からは情報提供をいただいております。いただいた情報をもとに、当該地域を重点的に監視のパトロールを実施させていただいております。

また、パトロールと併せまして、区が委託している資源回収業者による早朝からの資源回収、これは通常の収集とはまた別に早朝からの回収を行っております、そのような対策で持ち去りの対策のほうを続けております。引き続き、区民の皆様の情報提供等、ご協力いただきながら、資源持ち去り対策に取り組んでまいります。

私からの報告は以上でございます。

○A会長 ありがとうございます。

これも暦年の課題ではございます。状況と今後の対策ということについてご説明をいただいたかと思えます。

資源持ち去り対策のところに関連しまして、何かご意見、ご質問等ございましたら、ぜひ忌憚のないところで。

R委員、お願いいたします。

○R委員 度々申し訳ありません。

持ち去り車両確認数と現場指導件数が増えているということなのですが、自分自身も、最近、ほかの区のナンバーで、明らかに持ち去りと思わしき事例を二、三見ました。

今の背景としては、トイレトペーパーとかティッシュペーパーの再生紙の値段が上がっており、それに関係して、多分、古紙の値段が上がっているのかなという認識を持っています。

そうすると、数が減っても、夜中に、実際、早朝とかにそういうトラックが来て、かなりのスピードで狭い住宅地を移動するという問題があって、この問題点は、いわゆる条例で決まっていて、ルールとしてやっているから持ち去りはおかしいというのと、夜中にほかの地域のナンバー

の持ち去り業者がかなりのスピードで走り回っているから危ないという、そういった観点があるので、環境清掃審議会ではどちらかというとな条例の話が多かったんですが、こっちの協議会では安全ということが大きいので、夜中にこういった車が、結構発進もあって、交通事故等もろもろのリスクがあるので、そういった背景みたいなことをもう少し知らしめて、こういうのはよくないといったことをもう少し注意喚起はしていったほうがいいのかなどというふうには、こっちとしては認識しております。

以上ですが、何かほかにご意見とかあれば、お願いできますか。

○杉並清掃事務所長 ご意見ありがとうございます。

委員ご指摘のとおりで、こういった持ち去りをやっている業者って、基本的に荒っぽい運転だったり、場合によっては区民の方が注意すると結構恫喝したり、そういった危険な場合も結構ありますので、そこはそういう現場をご覧になったら、広報とかホームページとかでもご案内していますけれども、区役所、清掃事務所にご連絡いただくか、もしくは運転のほうで危険な運転をしているようであれば、警察さんのほうにも情報提供させていただいて取締りにつなげると、そういったことで個々の事案については対策をさせていただいているところでございます。

○A会長 R委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうですね。これも本当に悩ましい話ではあるんですけどもね。

ほか、いかがでしょうか。

こちらのほうはそのような形でよろしいでしょうかね。引き続き、面倒な課題ではございますけれども、ぜひ取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、(1)の③ですね。「路上喫煙対策について」ということで、こちらは環境課のほうからご報告をお願いいたします。

○環境課長 それでは、私のほうからの路上喫煙対策につきましてご報告させていただきます。資料の6をご覧ください。

まず、喫煙マナーの指導実績、歩きたばこ等の調査、吸い殻調査の結果につきましては、資料6に記載のとおりでございます。

指導実績につきましては、4年度一旦増えたものの、5年度はまた減少している状況で、また、歩きたばこ調査、吸い殻調査では、両方とも前年度比で少し増加している状況にございます。

大きな流れといたしましては、両方とも減少傾向にございますけれども、各年度で多少の増減があるという状況でございます。

おめくりいただきまして、2ページの上段をご覧ください。

歩きたばこ、ポイ捨ての最近の傾向でございますけれども、路上禁煙地区の境界周辺の路地裏、こちらで散見されるという特徴がございます。区民からの要望がございまして、すぐに時間帯、それから、傾向を把握いたしまして、指導を行っているというような対応でございます。

受動喫煙に関しましては、法令等が原則屋内が禁煙になったということを受けまして、最近では飲食店等の店先に置かれる灰皿、こちらの付近に対して要望が目立っているという特徴がございます。

対応といたしましては、現場確認の上、店の責任者と面会をいたしまして、敷地内で通行人への副流煙等の影響、これが最も軽微な場所に灰皿を設置するようお願いに上がっているところでございます。

また、閉店時に灰皿を片づけてくださいというような依頼であるとか、あわせて、店のスタッフ、それからお客さんについても、少人数での分散喫煙などの注意喚起をお願いしているところでございます。

今後とも効果的に対策を講じまして、喫煙者、非喫煙者ともに快適な環境づくりを推進してまいります。

次に、2ページ中段をご覧くださいと思います。

「公衆喫煙場所の整備について」でございますが、これまで駅前や公園等に15か所の公衆喫煙場所の整備を行いました。その後、民間事業者にも、令和2年度阿佐ヶ谷地区、令和6年度、これは後ほどご紹介申し上げますが、高円寺地区、こちらに事業者への助成を行って、民間の喫煙場所2か所整備しているところでございます。引き続き、民間喫煙場所の拡充を図ってまいります。

一方、上井草スポーツセンター公衆喫煙場所につきましては、近隣の住民、それから、スポーツセンターの利用者などから、受動喫煙に関する改善要望が寄せられているところでございます。

第一種住居専用地域内に当該喫煙場所があること、それから、上井草の駅から、商店街から離れていて利用者が少ないこと、区内の他のスポーツ施設は、施設の利用者、それから周辺住民への影響を踏まえて、原則喫煙場所を設置していないことから、他の喫煙場所とは異なる状況であると判断をいたしまして、令和6年6月から利用を休止してございます。今後、存廃につきましては、周辺への影響等を踏まえ、総合的に判断をしてまいりたいと考えております。

次に、荻窪駅南口公衆喫煙場所の改修でございます。

こちらは利用者が最大の喫煙場所でございます。それでありながら、パーテーション構造、すぐ脇をJRの総武線が運行する関係で空気が流れるということもございまして、たばこの煙・臭いが地下鉄の階段、それから、JRのホームにまで及んでいる状況にございました。

さらには、改修前は面積が7.2平米と、利用者が区内で一番多いにもかかわらず狭く、いわゆるはみ出し喫煙が常態化いたしまして、苦情の原因の一つとなってございました。この喫煙場所の苦情・要望は、全体の3割強を占めるにまで至っております。

3ページをご覧ください。

この深刻な現状を踏まえまして、当該喫煙場所内にある花壇を移設して喫煙スペースを拡大する改修工事に着手しまして、はみ出し喫煙対策を進めてございます。

資料の写真、3つ並んでいる写真のうちの赤いところですね。改修前は喫煙場所の中に6.7平米ほどの花壇があったんですが、これを除去いたしまして、喫煙場所の中の面積を大きくしたということでございます。

さらには、来年度は完全分煙型の密閉型のコンテナ型喫煙場所に何とか改修したいということで、所管の中でいろいろ対応を行っているというところでございます。

3ページの中段をご覧ください。

こちらは公衆喫煙場所設置助成制度の活用による喫煙場所の新設についてですけれども、分煙化の徹底を目指しまして、一般開放可能な公衆喫煙場所の設置を促すために設置経費の助成を行っておるところでございます。

本年度は、令和6年8月20日から高円寺駅の西側商業施設の高円寺マシタ内に、事業者が運営するものとしては2か所目となる「THE TOBACCO KOENNJI」がオープンしたところでございます。

最後に、3ページ下段をご覧ください。

路上禁煙地区に関しましては、通行者が多く、歩きたばこ等が非常に危険なJR駅周辺など6地区を指定し、重点的に巡回パトロールを実施して、喫煙ルールの浸透、マナーの向上に努めてきたところでございます。

一方で、一定の地域全体を路上禁煙地区にしてほしい旨、区議会のほうに陳情が出されたところでございます。

恐れ入ります。資料6-2をご覧ください。

こちらが荻窪駅南口一体全域を路上禁煙地区としてほしいとの陳情でございます。

表面につきましては、陳情の要旨、その下、都市環境委員会での質疑を載せてございまして、3ページ目には陳情の文書表ということで、陳情の原文を載せさせていただいてございます。

2ページ下段をご覧ください。

最終的には、この陳情につきましては趣旨採択ということで議会の意思決定がなされております。

今後の対応につきましては、その趣旨採択の少し上の記載ですけれども、我々といたしましては、受動喫煙がなく、喫煙者・非喫煙者双方にとって暮らしやすい生活環境の確保に向けた取組を一層進めていく考えでございます、啓発や指導、区や民間が設置する完全分煙型公衆喫煙場所の設置等に注力してまいりますというような答弁を申し上げているところでございます。

恐れ入ります。資料6のほうにお戻りをいただければと思います。

先ほどの3ページ下段でございますけれども、全面地域の路上禁煙地区の設定では①といたしまして、地域全域を路上禁煙地区に指定したほかの区先例でございます。これは違反が横行いたしまして、聞いたお話によりますと、なかなか収拾がつかないような状況と伺っております。

あとは、一部の地域をここだけ路上禁煙地区よと指定しますと、その場所以外の地域に喫煙者が集まるというような課題がございます。

これを受けまして、区といたしましては、当面、指導体制を増強いたしまして、喫煙場所の整備を着実に進めながら、引き続き、現在の6地区の指定を継続して見てまいりたいというふうに考えております。

私からの報告は、雑駁でございますが、以上でございます。

○A会長 ありがとうございます。

資料6、6-2を中心にご説明をいただきました。

ここからしばらく時間を取りまして、こちらについて何かご質問、ご意見等ございましたら、ぜひお寄せいただければと思います。

Q委員、お願いいたします。

○Q委員 Qと申します。

たばこのポイ捨てとか、歩きたばと言うんですけれども、私の主人はすごく若いときからヘビースモーカーで、1日3箱吸っていました。ですけれども、その3箱は全部吸っているんじゃなくて、半分ぐらいは口寂しいので吸うと言うんですけれども、主人は携帯の灰皿を持って歩いています。ですから、こういうポイ捨ては絶対にしていませんよね。携帯を持っていると、自分が吸いたいときに吸っているということで、その携帯を使用して、どこへ行っても吸っています。

ですから、ポイ捨てとか、路上のたばこをやっている方は、何か区の条例で、携帯を作らせておいて、それを持っている方だったら、ある程度のところで吸ってもそれは認めますよということで、それで2,000円の罰金とか、そういうお金を取るよりは、そういう条例をつくって、携帯の灰皿を持たせば、ある程度ポイ捨てはなくなるんじゃないかと私は思っているんですけれども、一つの意見として言わせていただきます。

○A会長 ありがとうございます。

○環境課長 ご意見ありがとうございます。

現状、杉並区の運用に関しましては、路上禁煙地区以外のところではご指摘のような喫煙は可能でございます。

歩きながら、それから、ポイ捨て、こういったことについては全区域禁止でございまして、今、そういう啓発を力を入れて行っているところでございます。

○A会長 P委員、お願いいたします。

○P委員 Pです。

先ほどのご説明の中で、近藤課長も喫煙者と非喫煙者両方に満足のいくような施策を考えていかれるということをおっしゃいましたけれども、実は、去年、1か月半ぐらいイタリアのミラノに遊びに行っていたんです。ミラノは、室内では全部禁煙で、どこも吸えないんですけども、外では禁煙エリアなんて一切なくて、どこでも歩きたばこもいいし、自由だと。その代わり、約50m間隔ぐらいでゴミ箱が町の中に全部置いてあって、そのゴミ箱は普通のごみも捨てる大きいゴミ箱、でも真ん中に灰皿というか、たばこを捨てる場所もついている。見事なまでに町に吸い殻も何も落ちていない。ごみも、日本でもよくある空き缶とかプラチックとか、そういうのも見事に何もありません。

僕は、ある意味、日本では、今、杉並区がやられているような施策というのが、横並びでどこの大都市でも同じような話なんですけれども、ここは、例えば、ひとつ杉並区は路上禁煙地区じゃなくて、路上喫煙、歩きたばこもいいよみたいな地区をテストケースでつくって、その代わりゴミ箱をちゃんと置くとかいうことはしないと駄目だと思うんですけども、受動喫煙を言う方に対しては、申し開きというか、言い訳ができないんですけども、ちょっと変わったというか、やってみたらどうなんですかね、そういうエリアを限定して。

本当にミラノなんかはもう素晴らしかったですからね。日本国内だけじゃなくて、世界を見ていただいて、いい施策があればどんどん取って行ってね。グローバルな時代ですから、ご参考に調査していただいて、やっていただければと思った次第です。

○A会長 お願いします。

○環境課長 貴重なご意見ありがとうございます。

路上禁煙地区の設定、それから歩きたばこ、ポイ捨ては環境美化という視点なんですけれども、危険というところからスタートしております。昔、たばこに火がついた形で人混みの中に歩いたりとか、それから、歩きながらたばこを吸うことによって、近くを通られる方にちょっと被害が及ぶ。そういうところからというのが、まず1段目のスタートでございます。

次に、受動喫煙防止の観点から、健康増進法の関係で、店舗内については原則禁煙という措置が取られたというような複合的な中で、今の杉並区の喫煙の対策の状況が生まれているんだろうなと思っております。

杉並区としても、ほかの一部の区のように全域禁煙ですという選択はどうなんだろうかというようなところで、様々事務局の中でも議論をさせていただいております。

一方で、そういう全域でとやったところの区は、特に住宅地を持つ周辺区で全域でとやった区については、どうも違反が横行してすごく大変なことになっているようでございます。

ちゃんとその根拠を用いながら、P委員のほうからもご指摘ございましたとおり、メリハリをつけて、外はいいよ、中は駄目よ、それから、ポイ捨ては駄目よ、歩きながらは駄目よというようなところをしっかりと啓発しながら、区民の方、喫煙をなされる方にそれを守ってもらうところが非常に重要でございます。

我々といたしましては、指導体制、こちらについては来年度増員を予定しております。その増員をした中でしっかりと啓発に努めながら、吸わない人、吸う人にとって、双方にとって快適な環境をつくってまいりたいという思いで取り組んでまいりたいと考えています。

○P委員 1点だけ。この10年ぐらいで加熱式たばこがすごく増加していて、加熱式たばこは、他人にやけどをさせるとか、そういうリスクはほぼゼロです。だから、紙巻きたばこと加熱式たばこを別立てで施策をやっていくというのは現実的ではなかろうかなと思います。時代の流れに敏感に反応していただければと思います。

以上です。

○A会長 どうもありがとうございました。

こちらについてもいろいろなお考えがあるところだと思いますけれども、今いただいたご意見も踏まえながら、引き続き取り組んでいただければというふうに思います。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次ですね。

もう一つ、路上喫煙地区の指定について、緑の杉並区の喫煙ルールという形で、中を開いていただきますと、6か所ですね。杉並区内6駅周辺の路上喫煙地区の指定という形で、現在、あります。

これについては毎年の見直しということにはなっているわけですが、一応、私のほうで、勝手ながら原案といたしましては来年度も同じような形で対応させていただくというところで皆様方のご意見をいただきたいというふうに思っているんですが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

こちらのほうで区のほうに諮問をするという形で、また区のほうで指定をしていただくという形になるわけですが、基本的には同じ形でのご対応ということでお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

これで区からの報告は以上という形になりますかね。どうもありがとうございました。

引き続きまして、(2)行政関係機関からのご報告という形で、まず、杉並三署の刑法犯認知状況ということで、これを杉並警察署のC様のほうからお願いいたします。

○C氏（D委員代理） 杉並警察署の生活安全課長代理のCといたします。

本日、課長のDは所用があつて来られませんでしたので、私が代わりに出席して、協議会で述べさせていただきます。

まず、お手元の資料7、こちらの資料のとおりなんですけれども、これは現在の10月末時点での表になります。

これを見て、多分、個人個人感覚はいろいろあるとは思いますが、一番上の「警察署計（都内）」。こちらはほぼ全部赤字になっているとおり、現在、警視庁管内全体でいえば、刑法犯認知件数というのは増えております。

これは細かく言えば、平成12年戦後最悪から年々どつと減っていき、戦後最少まで来たんですが、コロナがあつて、コロナが終わり、それから約2年、3年ぐらい経ちますかね、コロナが終わって。そこからは、今、増えている状況になっております。

ただ、杉並区の状況をまた説明いたしますが、杉並区のほうとしましては、赤字のところは幾つか散見されますが、これも個人個人受け止め方が変わるかもしれませんが、私達的には微増、横ばいかなと思っております。これも各防犯協会の方々と区の方々、それから、地元住民の方の防犯意識の賜物ではないかなとは思っております。

その中で、ただ、我々的にはこの数字だけを……。もちろん数字は追っかけるところではあるんですけども、昨今の特殊詐欺、これももう10年、20年なくならない状況なんですけれども、先ほどの冒頭でおっしゃられた闇バイト強盗などを初めとする体感治安というものもすごく重点を置いております。数字では表れないところの皆さんの日々の何か気になるところ、恐怖というのを我々もすごく重点にしております。

その中で我々のほうからも何点かお願いといたしますか、お話しすると、1つは、被害というのが、我々警察もいろいろ分析しているところなんですけれども、特殊詐欺とかそういうのも、杉並署に限って言えば、現在のところ、12月の今日現在のデータが、私、杉並署員なのであるんですが、現在の時点で言うと、昨年からの特殊詐欺は約半減しております。減っているんですね。

ただ、これは被害とか警察のほうに通報、被害として認知した数字が半減しているだけであつて、中には言わないとか、そういう方もおられる。なので、被害の潜在化というところは我々もすごく意識しております。

日頃から広報して、先ほど情報の伝達手段でアナログなほうがいいのかいろいろあったと思うんですが、そこは我々も非常に苦労してまして、パトカーとか、広報とか、ビラをまいたり

か、SNS発信したりとかもしているんですけども、これはまた潜在化というところは非常に難しいところですので、今後も活動が続けていきたいというところ。

もう一つ、特殊詐欺に関して言えば、杉並署に関してはですけども、夏から新たな犯罪の傾向が生まれてきている。それは何かというと、それまで特殊詐欺というと我々も高齢者世帯の固定電話にかかってくるということで、そこを重点的に、先ほどの資料4の防犯対策にもあったように、自動通話録音機の設置とか、そういったものをやっている状況です。これもあって、かなり犯罪のほうも減っていったという、もちろんそういった結果は出ているんですけども、この夏から携帯電話のほうにかかってくる。個人の携帯電話にかかってくる。そして、携帯電話からSNSへのほうに誘導して、そこでビデオ通話で警察官語りの特殊詐欺をして、そして、ここからまた難しいんですけども、インターネットバンキングを開設させて、そちらに金を移すということで、人が接触しない犯罪のほうに、今、若干移行しつつあります。

よって、これも我々のほうも非常に警戒をしているところなんですけども、これの難点というのは、特殊詐欺というところと高齢の方々という固定観念があるかもしれませんが、今、20代、30代の人も引っかかっています。それはなぜかかというと、スマートフォンにかかってくるからなんです。この点も我々のほうも広報したり、積極的に動いているところなんですけども、引き続き、各防犯協会の方々とか地元の方々とか区の方々と連携して、杉並区がよりよく住みやすいまちになるように貢献していきたいと思っておりますので、何かまた新たな発見とかあったら、遠慮なく各警察署のほうに、110番でも全然構いませんので、言っていただければと思います。地元の方の情報が我々の活動にとって一番の情報になりますので、よろしくお願ひします。

以上になります。

○A会長 ありがとうございます。

ただいまいただきました報告につきまして、委員の先生方、何かご質問、ご意見等ございましたら、ぜひお寄せいただければと思います。

J委員、お願いいたします。

○J委員 Jといいます。

今、説明があったとおり、警察も大変な努力をされているんですが、ITを使ったもの、それから、今、AI、それを利用して、なりすましか、都内の電話番号も海外からかけた番号が勝手に03にできるわけですね。その辺の悪い人たちにとっては、IT、AIというのは、またとない道具になっているんじゃないかと思っております。

数日前の新聞か何かで拝見したんですが、警視庁の捜査員がだまされたふり作戦で、携帯電話に、例えば、NTTファイナンスですと、お宅の電話が料金未納で明日止まりますという電話が、今、いっぱい入ってきていると思うんですが、ああ、そうですかということで、なりすましてそ

の犯人を検挙するというような方法を取るというふうに新聞等を書いてあったんですが、これは本当に素晴らしい方法だと思うんですね。

私も何年も前から、こういう犯罪はNTTとか電話会社が協力しないとなかなか捕まりませんよと。1日100件、200件、新しく契約した1か月以内の電話で毎日かけていけば、そんな使い方をする人はいないわけですよ。そうすると、NTTなり、ソフトバンクなり、auが協力して情報を警察に出せばいいんですが、通信の秘密の保護という法律によってできないんですね。

悪いことをするかどうか、悪いことに対しても保護しちゃうわけですね、犯罪人に対しても。その辺を少し変えるというのはこの杉並区の問題では無理なんです、国会のレベルでそういうことを改善していかないとなかなか難しいんじゃないかと思います。

国もデジタル、デジタルとってどんどんやっておりますが、デジタルを使えない高齢者にはどうするんだと先ほど意見がございましたけれども、マイナ健康保険証だってそうですよね。発行部数に対して十数%しか健康保険として使っていないと。要するに、無理やりにそういうものを押しつけても難しいんじゃないかと思いますね。

数年前にテレビがアナログからデジタルに切り替わると。何がいいんだって。無理やり皆さんデジタルテレビ買われたわけですよ。見ていると広告ばかりですよ。物売りチャンネル。サプリメントだとか、そんなのばかりですよ。けれども、あのときに国民が何でアナログを反対しなかったんだと。デジタルが素晴らしい、素晴らしいとそっちばかり言われて、落とし穴であるものを見受けられなかったわけですよ。

そういうことを言っても始まらないんですが、今、デジタル社会にしよう、しようといっても無理があるものは残るわけですよ。アナログでしかやらないといけないもの。

例えば、一つの例として、私、自動車屋やっていますけれども、車検証のデジタル化というのが始まって、車検証がICタグが入った紙になったわけです。ところが、それだけで全データが入っていないわけです。もう1枚紙をよこすんですよ。登録事項確認書みたいなものを。2枚になっちゃっているわけですよ。行政のスリム化だやれ何だかんだいって、紙を減らすといっても、自動車関係に関しては、皆さん、自動車お持ちであれば、紙が2枚になっているはずですよ。2枚ないと内容が分からない。

ですから、何かその辺はよく考えて手法を取らないといけないんじゃないかなというふうに思います。

以上です。雑に余談ですみません。

○A会長 とんでもございません。

貴重なご指摘いただきまして、ありがとうございます。

今のは警察署のほうとして何かコメントはなかなか……。

私のほうから、ご指摘の通信の秘密の話というのは非常に頭の痛い話ではあるわけですが、さはさりながら、10年前に比べれば大分変わってきて、番号の停止であるとか、そういったようなことも電話会社のほうでは取り組むようになってきてはいます。

確かに、そこは杉並区の所掌の話ではないというところはあるかもしれませんが、問題意識として、こういったような場で共有していただいて、それを区内に広げていくということは大事なことかと思っておりますので、ありがとうございます。

携帯のほうは増えているんですね。私も+1とか+62とかがやたらかかってくるようになったのは、確かに夏ぐらいからかなという気がしますね。

○C氏（D委員代理）　そうですね。携帯電話にかかってくる被害、今までは本当に固定電話にかかっていたのが携帯電話にかかってくると。それによって、今まで全く自分にかかってこないと思った20代、30代、40代の方に来る。実際、その被害が、今、出ておりますね。

○J委員　LINEとか、匿名のシグナルに誘導されて、それでだまされるんですね。

○A会長　そうですね。電話から通信アプリへの移行というのも若い人たちはぱっとできますからね。ですから、そこもぜひこういったような場で情報共有して、必要に応じて情報発信といいますか、若い世代という形で、学校であるとか、そういったようなところも視野に入れながら啓発活動というのもぜひ取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

R委員。

○R委員　度々申し訳ありません。

私も特殊詐欺に関しては毎年いろいろ申し上げてはいるんですが、これも実際に体験談で、仕事の同僚が遭ったんです。携帯のメッセージがSNSで、税務署から何かお知らせがありますみたいな形で、URLがリンクされていて、それで反応しちゃった。これは若い子で、20代だったんですが、これも詐欺サイトへの誘導というのがあって、電話というのもあるんですが、ショートメッセージのSNSとかでも実際あったんで、これも注意すべきことかなと思います。

先ほどおっしゃっていた被害の潜在化というのは非常に重要な問題で、これは2点あって、一つはご高齢の方で、特殊詐欺とか振り込め詐欺の被害に遭うと、実際、家族関係が悪くなる。例えば、息子を名乗る方から電話があって、それが被害になったというか、実の息子との関係がおかしくなるんですね。中には、家族関係が崩壊したり、だまされた高齢の方も罪悪感を感じて、中には自殺する場合もあつたりするんで、この辺の注意喚起とか問題意識というのはもっと持っていたほうがいいかなと思います。

同じくもう一個。潜在化というのは、自分も、実際、会社員時代に体験したんですけど、今年の流行語になった「地面師たち」というドラマがありまして、いわゆる会社に架空の詐欺話

みたいなものを持ちかけるのは、最近、すごく増えていまして、これがなかなか表ざたにならないんですね。

私が体験した内容ですが、愛着を持った上司が、何と反社会勢力との接点がある兄弟分だったというのが大問題があつて、そういうのもあるんで、そうすると上司にこれは駄目ですよと言っても、その上がそう言っているからで、それで折れちゃうという非常にゆゆしき事態に何か月か当事者として身を置いて体験したことがあつて、それを何年か前に防犯関係の講話か何かでやらせていただいたことがあるんです。

被害の潜在化というのは、実際に他人事でなくて、自分事として起こり得るんで、これに関して注意が必要だなというふうには思います。

○A会長 ありがとうございます。

こちらにコメントございますか。

○C氏（D委員代理） さっき言ったように、潜在化というのは我々のにも掘り起こすというのも多分難しいので、本当に警察は365日24時間必ず待機、待機じゃないですが、警察署にいて…

…

○A会長 開いていますからね。

○C氏（D委員代理） 対応しておりますので、気軽にとすると、被害に遭われた方に気軽というのは言葉がふさわしいか分からないすけれども、110番というのは国民全員が知っている番号だと思いますし、各署に電話するでもいいので、相談でもいいので、していただければと思いますね。

○A会長 遠慮なくということですよ。

○C氏（D委員代理） はい。

○A会長 ありがとうございます。

そうなんですよ。なかなか言いづらい、被害に遭ったことが恥ずかしくて言いづらいみたいな形で、逆に言わない方もいらっしゃったりして、ただ、それは対策を打っていく上では、今何が起きているのかということに関係機関のほうに情報を上げてもらわないと手の打ちようがないというところがございますので、そこは、今、R委員ご指摘のとおりかと思っておりますので、ぜひ今後とも取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。

P委員、お願いいたします。

○P委員 Pです。

資料7なんですけれども、なかなか頭に入っていくづらい表だなと思って分析をしたんですけども、議事録とかにも載るでしょうから今のままではかっこ悪いとかあれなので。

大きく2つの要因がありまして、一番下杉並区の小計があるんですけども、例えば、侵入窃盗、今、増減12となっていますけれども、これはプラス12ですよ。例えば、横の左側の詐欺のところはプラスが入っているんですけども、ここはプラスが入っていないとか、性犯罪の増減も1というのはプラス1だと思うんですけども、入っていない。不同意わいせつ3というのもプラスが抜けている。自動車盗も1がプラスが抜けているという、こういうプラスがあつたりなかつたりというのと、それから、今度は縦の杉並区の合計が間違えているのが、強盗の増減プラス1というのは、これはプラス2の間違いじゃないかなと。不同意性交プラスマイナス0というのはマイナス2じゃないかなと。子どもに対する犯罪プラス0がプラス1じゃなかろうかと。それから、一番右の認知件数プラス171というのはプラス58の間違いじゃなかろうかなということで、適切に修正して行ってください。

○C氏（D委員代理） 大変申し訳ございませんでした。

○A会長 これはまた訂正をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

ご指摘ありがとうございます。

ほか、よろしゅうございますか。

○J委員 最後にすみません。

振り込み詐欺なり投資詐欺でだまされたという、この人は一千何百万だまされているんですが、警察から言ってもらって、パソコンを取り上げてもらったりしても、本人はだまされていないんですね、幾ら言っても。自分の通帳からも1,000万円以上払っているからないわけで、奥さんの通帳から50万円下ろして、またやって、幾らそれは詐欺だよということでも、本人が気がつかない。

こういうようなことは警察に相談したら、一応は注意してもらって、パソコン1個取り上げてもらった。そうしたら、またほかのパソコンを持ってきてやり出す。今度は息子さんがちょうど来た。それを取り上げちゃえと言ったら、今度はスマホでやっている。そのスマホも寝ている間に取り上げろと言ったら、取り上げたんだけど、逆に息子さんのスマホを取られちゃって、それでやっているんですね。これは詐欺だよと幾ら言ったって聞かないんですね。こういう人を精神病院に入れちゃうとか、何か方法がないんですかね。もう一千数百万円やられていて、まだ気がつかないんですよ。

とことんお金がなくなってきた、自分の持っている車を処分してくれってうちに来たわけです。それで、処分するのにオークションに出すから1週間ぐらいかかるよと言ったら、翌日に来て、Jさん、20万円前金でくださいと。20万ならいいやと渡した。そうしたら、翌日に来て、今度は5万円くださいと前金で。それは駄目だと。今まで50万だ、それから20万を渡したのは何に使ったんだと。結局、ポイントを買って、自分のステージを上げたり、換金をするためにポイントが

必要だと。結局、ラインに引き込まれて、洗脳されているんだか、気がつかないんですよ。最後に、それだけ換金できるなら1週間待ちましょうと。1週間待って、どうだったと。お金は手元に戻ってこないわけですよ。それで車を処分したんですけども、結局、最終的には家屋敷取られちゃいますよと言って、それで気がついているのかどうなのか。何にしろ、家族も生活困窮しちゃっているわけですよ。

そういう人をどうするか。警察では、犯罪者じゃないから結局できないわけですよ。区役所に相談しろと息子さんには言ったんですけども、相談は行ったのか行かないのか分からないんですが、そういう方に対して何か手が無いんでしょうかね。

○Q委員 その方は、既にもう認知症じゃないんですか。そういう方って。

○J委員 いや、はっきりして、自分で車を運転して全部やっていますし……

○Q委員 多分、もうその方は認知症に入っていると思いますよ。

私、介護福祉士の資格を持って、認知症の高齢の施設で十数年間働いてきましたけれども、認知症になった方は、ほとんどの方が、10人中10人、ご自分が認知症になったという自覚は全くありません。

○J委員 そういう人をどうやって認知施設に入れるかですよ。

○Q委員 それは、家族が認知症というのに気がついて、自分の父親とか母親を。それでごまかして連れてきます、施設に。全く本人は自覚も何もありません。ですから、お父さんやお母さんが僕たちのために一生懸命働いてくれたから、お父さん、お母さん、今まで苦勞をしているから、少しはゆっくりしたところへ行って、たくさんのお友達がいらっしゃいますから、そこへ行きましようとして連れてこられるのが、もうほとんどの方なんです。ご自分が認知症だという自覚の方は、今まで一人もいませんでした。ですから、もう既に認知症ですね、その方は。

○J委員 私もそう思うんです。

3年前にサポート詐欺で百何十万やられて、しばらく落ち着いて、今年の10月から投資詐欺で1,000万円以上やられているんです。家族は、奥さんも息子さんももうその辺は気がついているわけですね。だから行動しろと言っても、なかなか……。緑風園ですか、高井戸東にある。あそこへ連れて行って入れちゃえと言っても、本人が行かないということで、何を言ってもお手上げだということで……。

○危機管理室長 今の件なんですけれども、実は、銀行でも振り込め詐欺を予防しようとしても、実際にATMを操作している人を止めようとしても、いや、自分がやっているのは正しいんだと言って、断る人がいるそうですね。

今のお話なんですけれども、今、お話があったように認知症が疑われるとか、区の行政の仕組みの中では、実は高齢者部門に地域包括支援センター、これは委託で緑風園のほうでも運営しているケア24があるんです。相談すれば、そこが動いてくれます。

認知症疑いがあるということであれば、ただ、関わり方を家族の方と協力して、どうやって入り込んでいくかという入口をしっかりとつくった上でやっていけば、その相談は、介護施設になげるとか、もう相当な数をやっているところなので、そういう仕組みの中ではできるかなと思います。もし必要であれば、私のほうからそちらに連絡を取って繋ぐようにいたしますので、またご連絡もいただければ、そういった対応をしていけるかと思えます。

以上です。

○J委員 テレビ朝日に勤めていた人で、プライドは相当高いんですね。自分は電機関係をやっていたから、パソコンは詳しいと思いながら、パソコンでだまされているんです。

分かりました。ありがとうございました。

○A会長 犯罪被害の話でもありますし、もともと認知症高齢者の方をどうするかという枠の話でもございますので、そこはしっかり地域包括支援センター、そちらのほうでまた対応いただければというふうに思えます。どうもありがとうございます。

すみません。私の司会進行が悪くて、時間を押してきてしまって。

警察署の関係は以上でよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

引き続きまして、区内の火災件数・傾向についてということで、これは消防署のほうですね。杉並消防署のG委員さん、お願いいたします。

○G委員 杉並消防署のGと申します。よろしくお願いいたします。

杉並区の火災状況について、私のほうから簡単にご説明させていただきます。

まず、杉並区内には、杉並消防署と荻窪消防署2署ございまして、今、資料8がそちらの件数の合計の表となっております。

簡単に数値のほうからまずご説明させていただきます。

今年の火災件数、こちらは10月31日現在なんですけれども、杉並区内で95件火災が発生しております。昨年に比べて8件の増という形となっております。また、建物火災につきましては75件となっております、昨年に比べて5件増ということになっております。

ただ、焼損面積に関しましては減少しておりまして、延焼火災の発生傾向としては減少している形となっております。

続きまして、死者のほうなんですけれども、こちらは表内では10月31日現在1名ということで、こちらは令和6年の2月に高円寺の南で火災が発生しまして、そちらで1名残念ながらお亡くなり

になっているんですけれども、11月にも宮前のほうで1件火災で亡くなった方がおりまして、今現在2名の方がお亡くなりになられたという形となっております。

一番下の出火原因のところについて、続けてご説明させていただきます。

杉並区の花災の出火原因としましては、一番が電気関係。件数が41件ということで、花災全体の約43%で、昨年比べて14件増えている形となっております。また、放火のほうなんですけれども、こちらは9件で、昨年比べて1件の増という形になっています。

電気関係は急激に増えているのが、杉並区内だけではなくて、東京消防庁管内、東京都全体で電気火災が増えている形となっております。最近多い電気火災の傾向としまして、バッテリーですね。リチウムイオンバッテリーの花災が増えている、特異な事案としましては、先日、子供が車と接触して、転んでというか、倒れて、救急要請という形で入ったんですけれども、1件の救急かなと思って行ったところ、子供のバッグに入っていた携帯か何かのバッテリーが恐らく強い衝撃を受けて、そこも燃えてしまったということで、救急と火災2件同時に起きたようなものもございいます。

電気関係、ふとしたところというか、思いもよらない火災につながるものが多々ありますので、適切にというか、電気火災の傾向として、環境不適と操作不適。環境はほこりをかぶっていたりとか、間違った使い方をするであつたりというところが出火原因の大半となっております。電気関係、本当に製品としてどんどん増えていっていますので、それに伴って火災も増えてしまうのはどうしようもないんですけれども、それを防ぐというのは私達自身やるしかないことかなとも思いますので、そういった観点を含めて、皆様、ご注意いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上となります。

○A会長 どうもありがとうございました。

ただいまいただきました火災関係について、何か皆様方からご質問、ご意見等ございますでしょうか。

そうですね。バッテリーはスマホを長持ちさせるためということで、結構ギリギリの性能になってきているので、そこの危うさというのは、今、あるんですよ。

こういったようなところで情報提供していただいたというのは大変ありがたい話ですし、また、啓発活動をぜひしっかりやっていただければというふうに思います。

どうもありがとうございました。

用意させていただいたのは全てこちらのほうで終わりますけれども、全体を通しまして、何か皆様方のほうから改めてのご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

最後に、事務局のほうからの連絡事項をお願いできればと思います。

○環境課長 今、お配りをさせていただきましたペーパー2種類あるかと思いますが、1つは、「杉並区総合計画等の改定等案」に関する意見提出についてということで、今、パブリックコメントを実施をしております。いわゆる総合計画実行計画の修正、区政経営改革推進計画、協働推進計画、デジタル化推進計画、施設マネジメント計画というところのご意見を募集してございますので、ご意見おありの方は、別添の意見提出用紙で環境課のほうにお寄せいただければ、私どものほうで企画のほうにお伝えをさせていただくということでございます。

それから、2点目に関しましては、メールアドレス提供でございます。招集通知とか、このあたりでご連絡を申し上げたいときに、全て郵送というところよりも、早く安くつくというようなことで、メールをご希望の方につきましては、環境課のメールアドレスを掲載させていただいておりますので、そちらのほうに空メール1本お送りいただければ、招集通知についてはメールで送らせていただくと。これは、必ずメールでやってくださいということではありません。メールをご希望なされる方については、こういう形でもご対応させていただきますということで、空メールをお送りいただければ幸いです。

私からは以上です。

○A会長 どうもありがとうございました。

今の件について何かございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本日の協議会、議事全て終了という形にさせていただきたいと思います。

大変に貴重な意見、闊達に出していただきましてありがとうございました。それにもかかわらず、何とか時間内に済ませることができました。円滑な議事進行にもご協力いただきましたことを改めましてお礼申し上げたいと思います。

以上をもちまして、生活安全協議会、閉会いたしたいと思います。どうも本日はありがとうございました。